

平成 22 年 12 月 7 日

資 料

(納 税 環 境 整 備)

目 次

① 「納税者権利憲章（仮称）」の策定	1
② 租税教育の充実	1
③ 調査の事前通知	2
④ 調査終了時の手続	2
⑤ 物件の預かり等の手続	3
⑥ 更正の請求期間の延長	3
⑦ 更正の請求範囲の拡大	4
⑧ 理由附記の範囲の拡大及び記帳・帳簿等保存義務の拡大	4
⑨ 国税不服審判所の改革	5
⑩ 番号制度	6
【別紙１】「当初申告要件」を廃止する措置	7
【別紙２】控除額の制限を見直す措置	8

納税環境整備について（案）

- 納税環境整備については、「納税環境整備ＰＴ報告書」の内容に沿って見直しを行うこととし、同報告書の内容を大綱に盛り込むこととしてはどうか。

① 「納税者権利憲章（仮称）」の策定

- ・「憲章」は、納税者にとってわかり易く、一連の税務手続を一覧性のある形で法令用語に縛られずにお知らせする観点から、行政文書として国税庁が作成・公表する。
- ・「憲章」に記載すべき具体的な項目は、以下のとおりとする。
 - イ 納税者の自発的な申告・納税をサポートするため、納税者に提供される各種サービス
 - ロ 税務手続の全体像、個々の税務手続に係る納税者の権利利益や納税者・国税庁に求められる役割・行動
 - ハ 納税者が国税庁の処分に不服がある場合の救済手続、税務行政全般に関する苦情等への対応
 - ニ 国税庁の使命と税務職員の行動規範
- ・また、国税通則法に「憲章」を策定することについての根拠規定を設け、併せて「憲章」の内容の概容を規定する。
- ・さらに、国税通則法について、以下の見直しを行う。
 - イ 目的規定（第１条）を改正し、納税者の権利利益の保護を図る趣旨を明確化する。
 - ロ 各種税務手続の明確化等に関する規定を同法に集約する。
 - ハ 法律名が改正後の法律の内容をよく表すものとなるよう、題名の変更を検討する。
- ・「憲章」の名称は、「納税者権利憲章」とする。

② 租税教育の充実

- ・国民が租税の役割や申告納税制度の意義、納税者の権利・義務を正しく理解し、社会のあり方を主体的に考えることは、納税に対する納得感の醸成と民主国家の維持・発展に重要である。こうした健全な納税者意識を養うことを目的として、租税教育の充実を目指す必要がある。
- ・租税教育は社会全体で取り組むべきものであるという観点から、今後、小中学校段階だけでなく、高校・大学等の段階における租税教育の充実、租税教育を担う教員等に対する意識啓発のあり方について検討し、関係省庁及び民間団体が連携して取り

③ 調査の事前通知

- ・調査手続の透明性と納税者の予見可能性を高める観点から、税務調査の事前通知について明確化・法制化を図る。
- ・税務調査に先立ち、原則として、事前通知を行う。

ただし、調査の相手方となる納税者等に関する情報、その納税者等が営む事業内容に関する情報その他税務当局の保有する情報に鑑み、税務署長等が、①正確な事実の把握を困難にするおそれや、②違法若しくは不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれ、③その他国税（又は条約相手国の租税）に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合は、事前通知を行わない。

（注）「税務調査」とは、所得税、法人税等の各税の課税及び条約相手国への情報提供のための調査又は法定監査をいう。以下

③「調査の事前通知」から⑤「物件の預かり等の手続」までにおいて同じ。

- ・事前通知を行う調査は、実地の調査（納税者の事業所・事務所等に臨場して行う調査）とする。
- ・事前通知の対象者は、納税者本人、調書提出者及びその代理人（税理士（登録した弁護士及び公認会計士を含む。）、通知弁護士）、反面先とする。
- ・通知内容は、①調査の開始日時・場所、②調査の目的、③対象となる税目・課税期間、④対象となる帳簿書類その他の物件、⑤調査の開始日時・場所の変更の申し出に関する事項（合理的な理由を付して日時・場所の再設定を求めることができる）、⑥調査状況に応じ、通知内容以外について非違が疑われる場合には、その通知内容以外の事項についても調査対象となりうること、⑦その他（納税者の氏名・住所等、調査を行う主たる担当者氏名・所属）とする。

（注）反面調査の際、反面先には調査対象者名・確認対象取引は通知しない。また、調査対象者本人には通知しない。

- ・事前通知は原則として文書で行う。ただし、相手方の同意がある場合は、例外的に実地の調査当日に文書を交付することができることとする。
- ・事前通知を行わない例外事由に該当する場合は、調査開始後、終了時までに、上記の通知事項（日時・場所の記載を除く。）を記載した文書を交付する。

④ 調査終了時の手続

- ・課税庁の納税者に対する説明責任を強化する観点から、調査終了時の手続について明確化・法制化を図る。
- ・実地の調査により更正・決定等すべきと認められる者に対しては、

イ 調査結果（非違の内容、金額、理由）、及び「修正申告又は期限後申告を行った場合にはその部分について不服申立てができないこと」等を説明するとともに、それらを簡潔に記載した文書を交付する。

ロ その際、課税庁の職員は、修正申告又は期限後申告の勧奨を行うことができることとする。

ハ 税務署長は、納税者から修正申告書や期限後申告書の提出があった場合や、更正・決定等をするときは、当該調査が終了した旨の通知書を交付する。

（注）当該納税者に代理人がいる場合で、本人の同意があるときは、上記イからハは当該代理人に行えば足りることとする。

- ・ 実地調査以外の調査の場合には、上記各文書は、納税者からの求めに応じて交付する。
- ・ 実地の調査終了後、更正・決定等すべきと認められない納税者に対しては、その時点で更正・決定等すべきと認められない旨の通知書を交付する。
- ・ 課税庁の職員は、上記の通知書の交付後においても、調査について必要があるときは、再調査ができることとする。

⑤ 物件の預かり等の手続

- ・ 現行の調査実務上実施されている以下の手続について、法令上明確化を図る。

イ 納税者から提出された物件の預かり・返還等に関する規定を設ける。

ロ 事前通知の内容に「調査対象物件」が明示されることと併せ、課税庁が現行の「質問」「検査」に加え、調査の相手方に対し、帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）の「提示」「提出」を求めることができることとする。

⑥ 更正の請求期間の延長

- ・ 納税者による更正の請求期間（現行1年）を5年に延長する。
- ・ 併せて、課税庁による増額更正の期間（現行、原則3年）を5年に延長する。

これにより、法定外の手続により非公式に課税庁に対して税額の減額変更を求める「嘆願」という実務慣行を解消するとともに、基本的に、納税者による修正申告・更正の請求、課税庁による増額更正・減額更正の期間制限を全て一致させる。

（注）贈与税及び移転価格税制に係る法人税に係る更正の請求期間（現行1年）については6年に、法人税の純損失等の金額に係る更正の請求期間（現行1年）については7年に、それぞれ延長する。また、登録免許税の過誤納金の還付に係る通知の請求期間（現行1年）及び自動車重量税の過誤納金の還付に係る証明書の交付請求期間（現行1年）については5年に延長する。なお、脱税の場合の課税庁による増額更正期間（現行7年）は、現行どおり存置する。

- ・更正の請求に際しては、納税者がその理由を証明するとの趣旨を明確化する観点から、更正の請求の理由の基礎となる「事実を証明する書類」の添付を義務化する。
- ・故意に内容虚偽の更正の請求書を提出した場合を処罰する規定を設ける。法定刑は、他の秩序犯とのバランスに配慮し、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金とする。
- ・更正の請求期間の終了間際になされた更正の請求に対し、課税庁が適切に対応するための措置を講じる。

具体的には、当該更正の請求があった日から6ヶ月を経過する日が更正期間の満了する日後に到来する場合には、当該6ヶ月を経過する日まで、更正することができることとする。併せて、徴収権の消滅時効についても同様の手当てを行う。

⑦ 更正の請求範囲の拡大

- ・当初申告時点で選択しなかった場合に事後的に適用することが認められず、更正の請求の対象とならない措置（「当初申告要件」がある措置）について、以下のいずれにも該当しない措置（別紙1参照）については、「当初申告要件」を廃止する（所要の書類の添付を求める。）。
- イ インセンティブ措置（例：設備投資に係る特別償却）
- ロ 利用するかしないかで、有利にも不利にもなる操作可能な措置（例：各種引当金）
- ・控除等の金額が当初申告の際に記載された金額に限定される「控除額の制限」がある措置（別紙2参照）について、更正の請求により、適正に計算された正当額まで当初申告時の控除額を増額させることを可能とするよう見直す。

⑧ 理由附記の範囲の拡大及び記帳・帳簿等保存義務の拡大

- ・全ての処分について、理由附記を実施する（原則として平成24年1月から実施）。
- ・ただし、現在、記帳・帳簿等保存義務を課されていない白色申告者に対する更正等に係る理由附記については、記帳・帳簿等保存義務の拡大と併せて実施する（平成25年1月から実施）。

具体的には、

- イ 個人の白色申告者については、平成25年1月から、現行の「確定申告を行った所得300万円超の白色申告者」と同程度の記帳義務・記録保存義務を一般的に課することとする。
- ロ 上記を踏まえ、個人の白色申告者に対する理由附記については、以下のとおり実施する。
 - (イ) 「確定申告を行った所得300万円超の白色申告者」については、平成24年1月以後、理由附記を実施する。
 - (ロ) 上記(イ)以外の者（「確定申告を行った所得300万円以下の白色申告者」及び「確定申告をしていない白色申告者」）に

については、平成 25 年 1 月以後、理由附記を実施する。

ただし、特例として、記帳の実態等に応じ、平成 24 年 1 月から理由附記を実施することとする。具体的には、①平成 19 年から平成 23 年までの各年分の所得税につき記帳義務があった者については、平成 24 年 1 月以後、理由附記を実施し、②また、平成 24 年 1 月以後、現行の白色申告者に係る記帳義務・記録保存義務の水準と同程度の記帳・記録保存を行っている者については、運用上、平成 24 年 1 月から理由附記を実施するよう努めることとする。

(注) 白色申告者に対する更正等に係る理由附記の施行時期については、その者が平成 24 年分において上記(イ)又は(ロ)のいずれに該当するかによる。なお、「平成 24 年分において上記(イ)又は(ロ)のいずれに該当するか」は、平成 22 年分又は平成 23 年分の所得金額及び確定申告の有無により判定する。

ハ 記帳・帳簿等の保存が十分でない白色申告者に対しては、その記帳・帳簿等の保存状況に応じて理由を記載することとする。

・個人の白色申告者の記帳義務化に伴い、以下の点について今後検討を行う。

イ 個人の白色申告者の記帳義務化に伴い、必要経費を概算で控除する租税特別措置についてどのように考えるか。

ロ 個人の白色申告者に記帳が義務化されることを踏まえ、今後、正しい記帳を行わない者の必要経費についてどのように考えるか。

ハ 個人の白色申告者の記帳水準が向上した場合には、現在、白色申告者に認められている専従者控除について、その専従の実態等を勘案し、どのような見直しが可能か検討してはどうか。

⑨ 国税不服審判所の改革

・平成22年度税制改正大綱の記述（「行政不服審査手続全体の見直しの方角を勘案しつつ、必要な検討を行います」）を踏まえれば、国税の不服申立手続の見直しについては、基本的には、現在、内閣府の行政救済制度検討チームで行われている、

イ 「行政不服審査法の見直し」（審査請求への原則一元化、独立して職権行使を行う「審理官」の創設、証拠書類の閲覧・謄写のあり方、不服申立期間のあり方等）や、

ロ 「不服申立前置の抜本の見直し」

の方角性を踏まえて検討を行う必要がある。

・内閣府・行政救済制度検討チームの議論が来年以降本格化することを踏まえ、不服申立期間、証拠書類の閲覧・謄写の範囲、対審制、不服申立前置の仕組みのあり方については、同検討チームの結論を踏まえて所要の見直しを図る。

・なお、

イ 「不服申立期間」（現行 2 カ月）についてはこれを延長する方角で、「証拠書類の閲覧・謄写」については審査請求人と

処分庁とのバランスを踏まえつつ拡大する方向で、それぞれ検討する。

ロ 「不服申立前置のあり方」については、納税者の利便性向上を図ることが求められていることから、争訟手続における納税者の選択の自由度を増やすことを基本に、以下の点にも留意しつつ、原則として２段階となっている現行の仕組みを抜本的に見直す方向で検討する。

(イ) 現在、審判所における審査請求を含め、国税の不服申立手続が一定の争点整理機能を発揮しており、裁判所の負担軽減に役立っていること

(ロ) 「論点整理」の指摘にもあるように、引き続き納税者の簡易・迅速な救済を図る必要があること

(ハ) 行政に対し、自律的に迅速かつ統一的に運用の見直しを図る機会を付与する必要があること

(ニ) 主要諸外国においても、訴訟に先立ち、租税行政庁への不服申立手続が前置されていること

・ 国税不服審判所における審理の中立性・公正性を向上させる観点から、今後、国税審判官への外部登用を以下のとおり拡大することとし、その方針及び工程表を公表する。

イ 民間からの公募により、年15名程度採用する。

ロ ３年後の平成25年までに50名程度を民間から任用することにより、事件を担当する国税審判官の半数程度を外部登用者とする。

・ さらに、内閣府・行政救済制度検討チームの検討状況を勘案しつつ、簡易迅速な行政救済を図るとの観点も踏まえ、審理の中立性・公正性に配慮して審判所の所管を含めた組織のあり方や人事のあり方の見直しについて検討を行う。

⑩ 番号制度

・ 番号制度は、①真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障の充実とその効率化を図りつつ、②国民の負担の公正性を担保し、制度に対する国民の信頼を確保するとともに、③国民の利便性の更なる向上を図るために不可欠なインフラであり、可能な限り早期に導入することが望ましい。

・ その早期導入に向け、「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」が中心となり、政府・与党社会保障改革検討本部が示す方針に即して速やかに検討が進められることを期待する。

・ 税務面においても、法定調書の拡充等、番号制度の有効活用に向けた方策等について積極的に検討を進める。

「当初申告要件」を廃止する措置

- ① 給与所得者の特定支出控除（所法 57 の 2）
- ② 資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例（所法 64）
- ③ 純損失の繰越控除（所法 70）
- ④ 雑損失の繰越控除（所法 71）
- ⑤ 変動所得及び臨時所得の平均課税（所法 90）
- ⑥ 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入（所令 182 の 2）
- ⑦ 受取配当等の益金不算入（法法 23、81 の 4）
- ⑧ 外国子会社から受ける配当等の益金不算入（法法 23 の 2）
- ⑨ 国等に対する寄附金、指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入（法法 37、81 の 6）
- ⑩ 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入（法法 59）
- ⑪ 協同組合等の事業分量配当等の損金算入（法法 60 の 2）
- ⑫ 所得税額控除（法法 68、81 の 14）
- ⑬ 外国税額控除（法法 69、81 の 15、所法 95）
- ⑭ 公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の損金算入限度額の特例（法令 73 の 2）
- ⑮ 引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例（法令 113）
- ⑯ 特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の制限の 5 倍要件の判定の特例（法令 113 の 2⑬）
- ⑰ 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入の対象外となる資産の特例（法令 123 の 8③五）
- ⑱ 特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例（法令 123 の 9）
- ⑲ 配偶者に対する相続税額の軽減（相法 19 の 2）
- ⑳ 贈与税の配偶者控除（相法 21 の 6）
- ㉑ 相続税額から控除する贈与税相当額等（相令 4）

控除額の制限を見直す措置

- ① 受取配当等の益金不算入（法法 23、81 の 4）
- ② 外国子会社から受ける配当等の益金不算入（法法 23 の 2）
- ③ 国等に対する寄附金、指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入（法法 37、81 の 6）
- ④ 所得税額控除（法法 68、81 の 14）
- ⑤ 外国税額控除（法法 69、81 の 15、所法 95）
- ⑥ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（措法 10、42 の 4、68 の 9）
- ⑦ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例（一部※）（措法 10 の 2、42 の 4 の 2、68 の 9 の 2）
- ⑧ エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（一部※）（措法 10 の 2 の 2、42 の 5、68 の 10）
- ⑨ 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法 10 の 3、42 の 6、68 の 11）
- ⑩ 事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除（※）（措法 10 の 4、42 の 7、68 の 12）
- ⑪ 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法 10 の 5、42 の 10、68 の 14）
- ⑫ 法人税の額から控除される特別控除額の特例（措法 10 の 6、42 の 11、68 の 15）
- ⑬ 青色申告特別控除（65 万円）（措法 25 の 2）
- ⑭ 電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除（※）（措法 41 の 19 の 5）
- ⑮ 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法 42 の 9、68 の 13）

（注）※印の付いている措置は、平成 23 年 3 月 31 日までに適用期限が到来するものである。